

聖籠町告示第75号

平成27年度聖籠町臨時福祉給付金支給事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成27年10月1日

聖籠町長 渡邊 廣吉

平成27年度聖籠町臨時福祉給付金支給事業実施要綱の一部を改正する告示

平成27年度聖籠町臨時福祉給付金支給事業実施要綱（平成26年聖籠町告示第48号）の一部を次のように改正する。

別記第1項第2号③中「第15条第2項」を「第15条第3項」に、「第7条第3項」を「第15条第3項」に改める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。